



パットワールド®

PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 74 2011年02月23日

マレーシア特許規則の改正について

1995年特許規則の内、手続き的な部分が改正され、2011年2月15日付で施行されました。

主として手続きに関する変更と公費の改定であり、特許性の審査(新規性、進歩性、他)等の実体的な部分についての変更はありません。

外国人の出願人にとって影響がある部分を列記すると以下の通りとなります。

記

1. 公費の値上げ
 出願料金から登録年金に至るまでの全ての公費が値上げとなる(費目によるが、30~40%のUP)。1995年以来初の値上げである。審査請求(通常・修正とも)の期限延長費用が請求されないことは良いニュースである。
2. 早期審査の規定が設けられた。
 - a. 優先日から18ヶ月以内に規定の書式と公費RM200で申請する。
 - b. その申請が許可されたら、5労働日以内にForm 5Iを提出すると共に公費RM2,000を払う。
 - c. 早期審査の対象となるもの
 - ・ 国家、公共の利益
 - ・ 侵害の発生
 - ・ 出願人による実施
 - ・ グリーンテクノロジー
 - ・ その他の合理的な理由
 - d. 審査官から実体的な要求に不適合である旨の通知を受けたら、その通知の発送日から3週間以内に補正をしなければならない。その期限は延長できない。
 - e. 早期審査においては、許可までのトータル期間として、優先日から20ヶ月以内若しくは最短でマレーシア出願日から8ヶ月以内と表明している。
3. パリルート出願の審査請求(通常/修正)期限は、出願日起算で従来の24ヶ月から18ヶ月に短縮される。
4. 審査報告への応答期限は、従来の3ヶ月から2ヶ月に短縮される。
5. 係属中の出願に対する経過措置
 - (1) 審査請求が未請求の出願には、新料金を適用する。
 - (2) 審査請求が請求済の出願には、旧料金を適用するが、登録年金は新料金適用となる。

以上

(情報提供: W. P. LAI & COMPANY)